

土浦市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

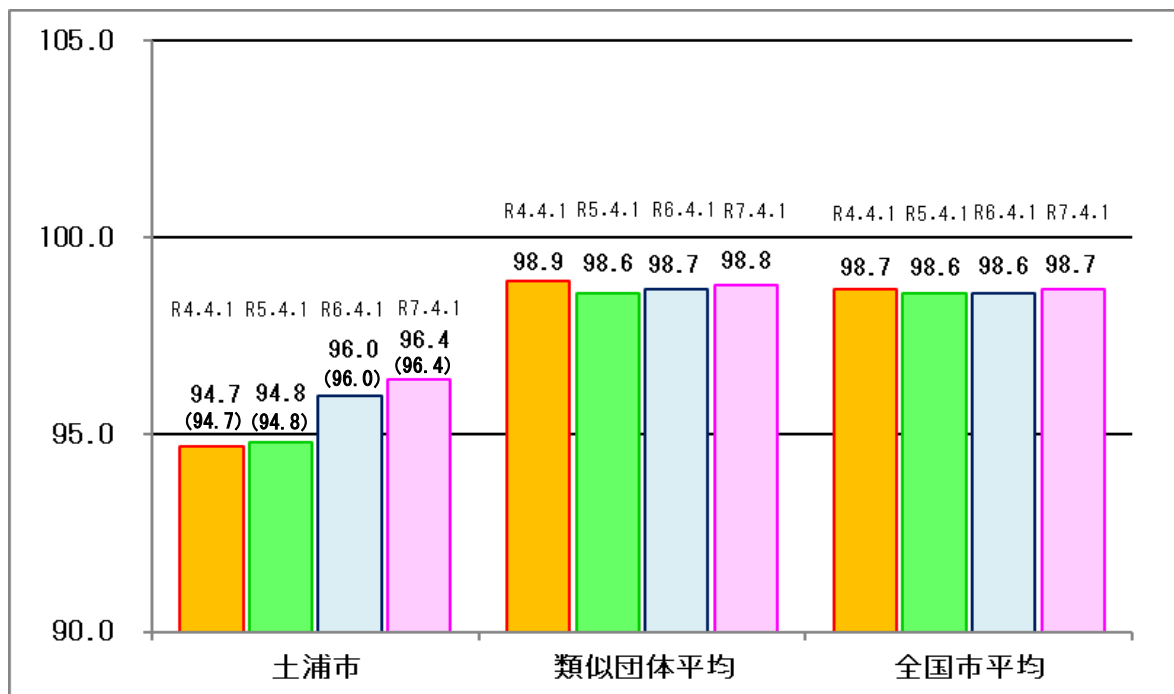
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	141,571	60,393,179	▲1,273,945	9,581,208	15.9%	15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	956	3,548,571	1,095,609	1,622,955	6,267,135	6,556	6,570

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 5 令和6年度及び令和7年度に特別昇給（普通昇給に一律2号を加算し昇給）を実施した。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の棒給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での棒給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準9%に対し、土浦市においても9%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は9%、令和8年4月1日からは8%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	10%	9%	8%
土浦市の支給割合	10%	9%	8%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（令和7年4月1日実施）。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土浦市	42.0 歳	317,200 円	410,200 円	378,200 円
茨城県	41.5 歳	330,542 円	416,875 円	377,411 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
土浦市	55.6 歳	20 人	285,200 円	346,200 円	319,300 円
うち清掃職員	54.7 歳	4 人	299,000 円	369,300 円	341,300 円
うち管理員	55.3 歳	5 人	275,400 円	331,600 円	307,900 円
茨城県	58.3 歳	117 人	305,014 円	347,991 円	330,606 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A/B ※Aは上の表の管 理員の区分	年収ベース (試算値) の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
清掃職員	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	1.15	5,942,100 円	4,457,900 円	1.33
管理員	他に分類されな い運搬・清掃・ 包装等従事者	49.1 歳	223,500 円	1.48	5,432,500 円	3,040,300 円	1.79

- ※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)
- ※2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
土 浦 市	37.7 歳	317,500 円	433,200 円	379,900 円
類似団体	39.0 歳	319,526 円	413,151 円	368,656 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		土 浦 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	192,500 円	—
	中 学 卒	円	円	—
消 防 職	大 学 卒	251,800 円	—	—
	高 校 卒	211,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

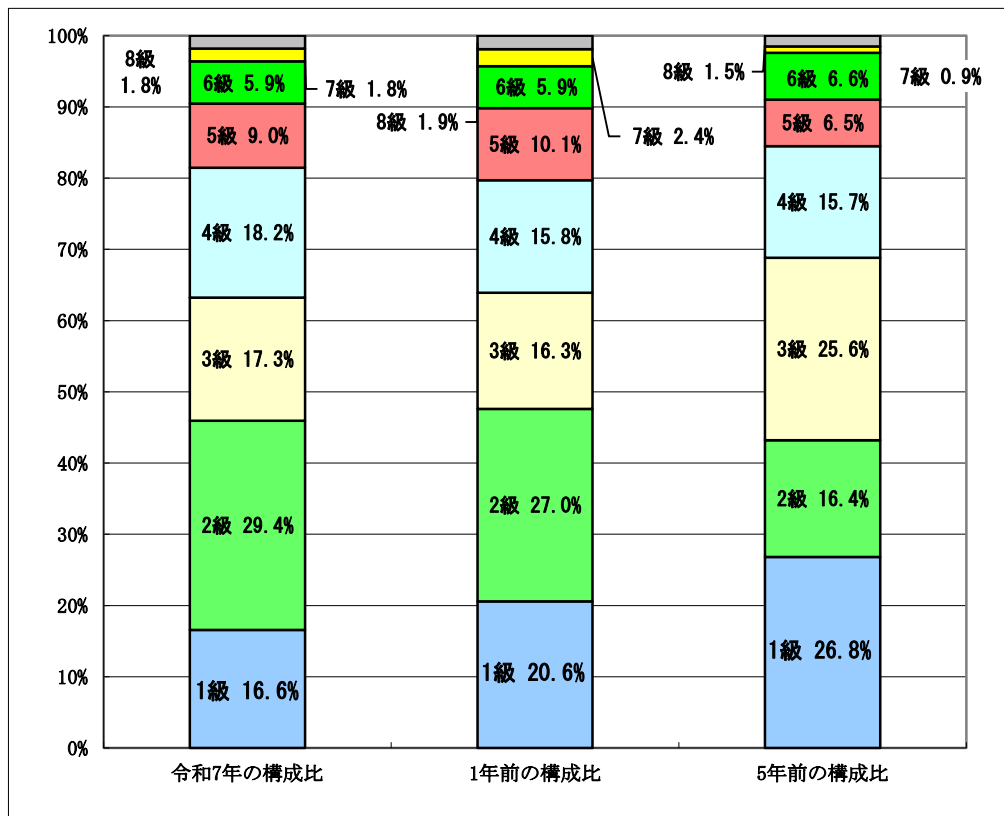
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,900 円	360,200 円	388,100 円	408,200 円
	高 校 卒	255,800 円	276,700 円	363,700 円	385,400 円
技能労務職	大 学 卒	円	円	286,300 円	円
	高 校 卒	231,700 円	293,400 円	241,700 円	316,800 円
消 防 職	大 学 卒	305,500 円	378,300 円	410,700 円	412,100 円
	高 校 卒	287,300 円	347,200 円	391,300 円	409,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

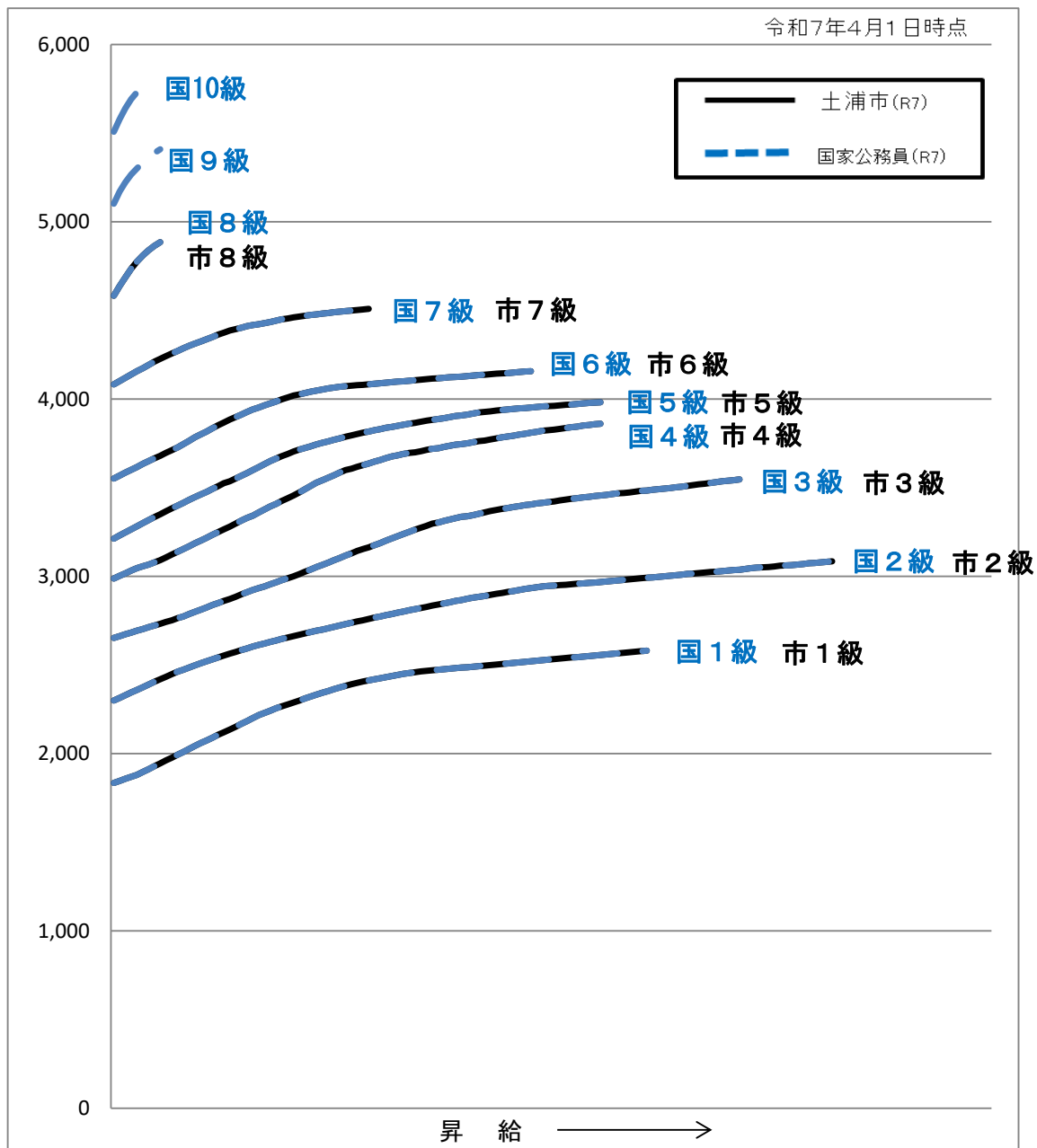
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
1 級	主事又は技師の職務	101	16.6%	183,500	258,100
2 級	主幹の職務	179	29.4%	230,000	308,500
3 級	主任の職務	105	17.3%	265,300	354,700
4 級	1 室長、係長、政策員又は主査の職務 2 調整官の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	111	18.2%	298,800	386,100
5 級	1 課長補佐又は主任政策員の職務 2 議会事務局次長補佐の職務 3 監査委員事務局次長補佐の職務 4 農業委員会事務局次長補佐の職務	55	9.0%	321,300	398,200
6 級	1 課長の職務 2 議会事務局次長の職務 3 監査委員事務局長の職務 4 農業委員会事務局長の職務	36	5.9%	355,200	415,700
7 級	参事の職務	11	1.8%	408,300	450,900
8 級	1 部長（市長公室長を含む。）の職務 2 議会事務局長の職務	11	1.8%	458,300	488,500

(注) 1 土浦市職員の給与に関する条例で定める行政職給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況（一般行政職）（土浦市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
イ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

土 浦 市	茨 城 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,702 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,910 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15% ・管理職加算 0%≪制度なし≫	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土浦市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
イ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

土 浦 市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置 (2%~45%加算)	
1人当たり 平均支給額	自己都合 3,866 千円	定年 22,683 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		380,615 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		393,604 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全域	10 %	967 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		12,165 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		52,891 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		23.8 %		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等差押事務手当	市税等の差押事務に従事した職員	市の債権の差押事務	130 千円	1件あたり300円
福祉業務手当	福祉に関する現業事務を行い、又は現業事務の指導監督を行った職員	生活保護に係る業務	1,010 千円	日額250円
		障害者、児童又は高齢者の虐待対応等に係る訪問相談業務	36 千円	1件あたり250円
心身障害児及び心身障害者指導業務手当	心身障害児及び心身障害者の指導に従事した職員	心身障害児及び心身障害者の指導業務	1,021 千円	日額250円 ただし、指導員及び保育士以外の職員は、100円とする。
行旅死病人等取扱手当	行旅病人の救護又は行旅死亡人若しくは変死人の収容作業に従事した職員	行旅病人の救護	0 千円	1回あたり500円
		行旅死亡人又は変死人の収容作業	0 千円	1回あたり5,000円
犬猫死体処理手当	犬、猫等の死体処理の作業に従事した職員	犬、猫等の死体処理業務	67 千円	1回あたり200円
ごみ・し尿処理手当	ごみ・し尿処理の現場指揮監督員及びごみ・し尿の収集作業若しくは処理作業又は便槽調査作業に従事した職員	ごみ処理施設又はし尿処理施設の職員が行う収集作業	594 千円	日額250円
		ごみ処理施設等の職員が行う処理業務		日額250円
		ごみ処理施設及びし尿処理施設以外の職員が行うごみの収集作業若しくは処理始業又は便槽調査作業	29 千円	日額300円
感染症防疫作業手当	・感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所の消毒、ねずみ族、昆虫等が混在する区域における駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒に従事した職員 ・家畜伝染病にかかり、又はかかった疑いがある家畜に対する防疫に従事した職員	・感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所の消毒、ねずみ族、昆虫等が混在する区域における駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒業務 ・家畜伝染病にかかり、又はかかった疑いがある家畜に対する防疫業務	0 千円	日額200円
土木工事作業手当	土木工事の施工又は監督に関する業務で、著しい危険を伴う作業又は著しく勤務環境の劣悪な作業場で行う作業若しくは業務に従事した職員	路面舗装作業又は補修作業、自然現象により重大な災害が発生した現場における応急作業	186 千円	日額150円 ただし、道路補修事務所の職員に限る。
機関業務手当	消防用自動車又は救急自動車の機関業務に従事した職員（1級）	災害等現場又は消防署外で実施する訓練への出勤	639 千円	1当務あたり300円
	同（2級）		179 千円	1当務あたり250円
	同（3級）		240 千円	1当務あたり200円
救急業務手当	救急業務に従事した消防職員（救急隊員）	事故等による傷病者の医療機関への搬送業務	2,583 千円	1回あたり150円
	救急業務に従事した消防職員（救急救命士）		4,624 千円	1回あたり300円
災害業務手当	火災、水害等の災害現場に出勤し、消火作業等に従事した職員	火災、水害等の災害現場における消火作業等の業務	781 千円	1回あたり200円
特別救助業務手当	救助業務に従事した消防職員（特別救急隊員のみ）	事故等による傷病者の医療機関への搬送業務	45 千円	1回あたり200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	253,351 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	471 千円
支給実績（令和5年度決算）	253,657 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	440 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給される手当	同		85,711 千円	243,497 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち市規則で指定するものについて支給される手当	同		174,070 千円	598,179 円
住居手当	住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される手当	同		64,140 千円	296,944 円
宿日直手当	日直業務に従事したものに支給される手当	同		1,082 千円	4,400 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給される手当	同		62,256 千円	76,764 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給される手当	同		3,839 千円	119,969 円

※ H22- 住宅新築に伴う、住居手当の支給を廃止する。

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	968,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	()	()	1,061,000 円 /	686,000 円
	副 市 長	790,000 円	891,000 円 /	680,000 円
報 酬	()	()		
	議 長	570,000 円	760,000 円 /	450,000 円
	()	()		
	副 議 長	500,000 円	670,000 円 /	400,000 円
期 末 手 当	()	()		
	議 員	467,000 円	620,000 円 /	377,000 円
	()	()		
	市 長	(令和6年度支給割合)		
退 職 手 当	副 市 長	3.40	月分	役職加算 15%
	議 長	(令和6年度支給割合)		
備 考	副 議 長	3.40	月分	役職加算 15%
	議 員			
	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職年数×550/100	21,296,000 円	任期毎
	給料月額×在職年数×310/100	9,796,000 円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

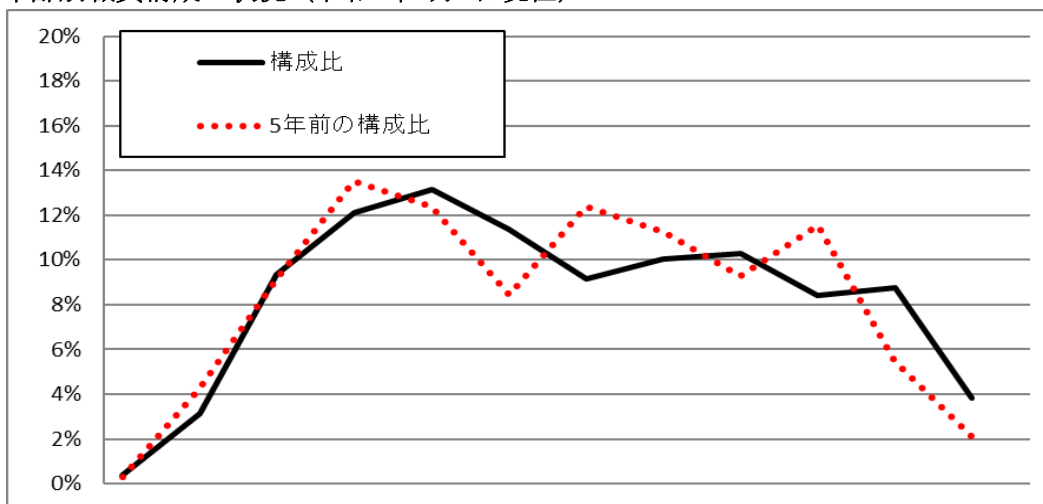
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	8	0	・機構改革による総務部門の職員数の増 ・勤労青少年ホーム廃止に伴う、労働部門の職員数の減
		総務	196	200	4	
		税務	50	49	▲1	
		労働	5	2	▲3	
		農林水産	25	25	0	
		商工	15	16	1	
		土木	103	103	0	
		民生	205	204	▲1	
		衛生	63	65	2	
	計	670	672	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.47 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 48.95 人	
教育部門	85	88	3			
消防部門	201	203	2			
小計	956	963	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 68.02 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 63.32 人		
公営企業部門等	水道	21	20	▲1		
	下水道	21	20	▲1		
	その他	42	45	3		
	小計	84	85	1		
合計	1,040	1,048	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.03 人		
		[1,198]	[1,198]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
職員数	4人	33人	98人	127人	138人	119人	96人	105人	108人	88人	92人	40人	1,048人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数【率】
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	616	629	655	663	670	672	56【9.1%】
教育	95	93	77	80	85	88	▲7【▲7.4%】
消防	177	185	184	188	201	203	26【14.7%】
普通会計	888	907	916	931	956	963	75【8.4%】
公営企業等会計	82	83	82	78	84	85	3【3.7%】
総合計	970	990	998	1,009	1,040	1,048	78【8.0%】

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	4,615,129	39,445	137,901	3.0	2.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	21	80,555	21,629	35,717	137,901	6,567

団体平均 一人当たり給与費
千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
土浦市（企業職）	44.7 歳	325,000 円	545,600 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

土浦市		土浦市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,701 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,072 千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

土浦市（企業職）			土浦市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 なし	
1人当たり	自己都合 0	定年 19,889	1人当たり	自己都合 3,866	定年 22,683
平均支給額	千円	千円	平均支給額	千円	千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	8,679 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	433,950 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	10 %	20 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,028 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	145 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,058 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	137 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の職員数（管理職等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給される手当	同		2,875 千円	261,364 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち市規則で指定するものについて支給される手当	同		3,360 千円	420,000 円
住居手当	住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される手当	同		1,480 千円	296,000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給される手当	同		1,207 千円	71,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給される手当	同		0 千円	0 円